

## 対象事業所等

区分	事業種別
入所施設等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る）、看護小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
通所事業所等	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション
ミニデイ型通所サービス事業所等	ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス
訪問事業所等	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、生活支援型訪問サービス、居宅介護支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

※各介護予防サービスを含む。

※介護サービスと介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業を一体的に運営する事業所等である場合、福祉用具貸与と特定福祉用具販売を一体的に運営する事業所等である場合、介護区分と障害福祉区分の両方のサービスを一体的に実施する事業所等である場合、同一のスペースにおいて複数のサービスを一体的に実施する事業所等である場合は、一の事業所等として扱う。